

令和6年度 教育委員会の重点事項についての意見申出書

令和5年11月24日

多摩市教育委員会

令和6年度多摩市教育委員会重点事項について

令和6年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和6年度は、令和5年11月に策定した第六次多摩市総合計画に本格的に取り組む最初の年度であり、地球温暖化による気候変動などの環境問題、少子化・高齢化の進行による人口減少等が進んでいくと想定される中、これらの課題に取り組むことで、基本構想で掲げた将来都市像「つながり 支え 認め合い いきいきと かがやけるまち 多摩」の実現に向け、未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちを目指して取り組んでいく必要があります。

教育委員会においては「第二次多摩市教育振興プラン」に基づいて、教育目標の達成を目指すとともに、これらの喫緊の課題を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和6年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) 多摩第三小学校の建て替え整備について
- (2) 国登録有形文化財及び都指定史跡の今後の方向性について
- (3) 社会教育と家庭教育の推進について
- (4) 学校給食センターの建て替えについて
- (5) 特別支援教育の推進について
- (6) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について
- (7) 教員の働き方改革と部活動の地域移行（連携）について

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 多摩第三小学校の建て替え整備について

本市では「第二次多摩市ストックマネジメント計画」において、建設後50年が経過する建物については、整備の方向性を判断するため性能を総合的に検討するとしています。

多摩第三小学校は、建設後約60年が経過することから、令和元年度に校舎棟3棟（中央・西・東）の劣化診断を実施し、その結果として、平成19年度の耐震補強工事により当面の間は安心して使い続けられる状況であるものの、校舎の躯体が長期間にわたって使用し続けることは難しいことが判明し、校舎の建て替えをする方向性を確認しました。

現行敷地での建て替えに向け、令和5年当初に基本構想をまとめ、令和5年度中に基本計画を策定し、その後、基本設計、実施設計、建設工事を経て、令和10年度からの開校を目指しておりましたが、地域懇談会等を通じ、学校敷地拡張への強い要望があったことから、多摩第三小学校の整備を一旦立ち止まり、敷地拡張に向け、地権者と交渉を行っているところです。

これからの施設整備は、地球温暖化による気候変動、少子高齢化による人口減少の進行等、想定される環境の変化や物価高騰による建設費が上振れ等の現状を踏まえつつ、支出を最小限に抑えながら、国・都からの補助金の確保など、新たな財源確保も必要です。また、多摩第三小学校の新校舎等については、環境に配慮しZEB化を目指すことを想定しています。



現在の多摩第三小学校

多摩第三小学校隣接地には、営業を行っている店舗等が多数存在しますが、敷地拡張を行う場合、用地買収に加え、建物等の移転や、その他関連する費用の補償も行わなければなりません。市として移転補償を行いながら敷地拡張を進める事例が少ないことから、土地所有者の不利益にならないよう、慎重に本事業を進めていきます。

また、隣接地の所有者が複数存在することから、それぞれの所有者に対し、早期に市の意向を伝え、多摩第三小学校の建替え事業に理解を得ることも必要です。

そして、建て替えスケジュールが遅れることにより、多摩第三小学校が元来抱えているトイレの洋式化という課題も解決する必要があります。

このように、多摩第三小学校の建て替えには様々な課題がありますが、子どもたちの安心・安全な教育環境を確保するために、スケジュールの遅れがありつつも着実に実施してまいります。

(2) 国登録有形文化財及び都指定史跡の今後の方向性について

教育委員会では国登録有形文化財と都指定史跡の2件について令和6年度も取り組みを着実に進めてまいります。

先ず、鶴牧西公園内の国登録有形文化財のある一帯は、多摩ニュータウン開発による急激な都市化の中で失われた「多摩の原風景」が残る数少ない場所です。令和2年4月に国の文化財登録原簿に登録（登録有形文化財）され、土蔵が市所有、主屋が令和5年度中に市に寄贈される予定で、隣接するシダレザクラは市の天然記念物として文化財指定となっています。

今後、これらの文化財を一体的に活用していくため「保存活用計画」の策定が必要となることから、令和6年度～7年度の2ヶ年で国庫補助金・都補助金を活用しながら「保存活用計画」の策定を進めていきます。

また、都指定史跡「稲荷塚古墳」（所在地：多摩市百草 1140-1）は昭和28年に東京都指定史跡に指定され、類例の少ない八角形墳の可能性のある貴重な文化財です。

令和4年度に史跡が所在する土地が所有者から市へ寄附されたことから、都補助金を活用しながら教育委員会では史跡の保存と周辺環境の暫定整備を進めています。



暫定整備中の稲荷塚古墳

令和5年度は、むき出しになっている墳頂部の保護を目的とした墳頂部の整地及び地被類の植栽と、安全性の向上と防犯を主な目的とした下草狩りと樹木の剪定作業を進めており、令和6年度も予定している樹木剪定等を着実に進めていきます。

（3） 社会教育と家庭教育の推進について

教育委員会では、学びあい育ちあい推進審議会を年6回開催し、公民館や図書館を中心に社会教育と家庭教育を担う各部門が情報を共有するとともに、審議会からの意見や提案等を活かしながら事業を展開しています。

社会教育と家庭教育の連携の核となる公民館では、「つどう・まなぶ・つながる」という基本的機能を活かしてさまざまな講座を開催し、市民団体等による施設利用を通じて社会教育の推進を図り市民の学びを支えています。また、地域の人材や関係機関との連携に取り組むとともに、子どもたちを含む多世代交流等の体験型講座をとおして家庭教育の充実を図っています。

人口の減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、それぞれの地域が抱える課題の解決や子どもたちの健やかな成長を育むためには、地域力の向上が必要であり、それを実現するためには市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し、学びあえる機会を設けることが重要であり、その先にある実践につなげていくことが求められています。

ここ数年にわたるコロナ禍の影響を受け、市民活動や学び方は大きく変化してきましたが、今後も新型コロナウイルス感染症の予防に留意しつつ、安全安心を第一に管理・事業運営を行っていくことが必要です。講座の実施等については、多様な学び方に対応すべ

く、通常の対面開催に加え、オンラインや配信等の活用拡大が求められており、令和5年度は市内大学と連携した講演会のオンライン配信等に取り組んでいます。

一方、市内の各社会教育施設が事業を進める上で市民の協力は必要不可欠ですが、市民活動団体の構成員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響による担い手不足が課題となっており、今後の事業展開の中で新たな手法や工夫が求められています。

多様化する社会状況に合わせて、学習機会や活動場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促していくとともに、市内の各社会教育施設が連携し、関係機関や近隣自治体との連携事業やアウトリーチ事業を拡充して、広く社会教育事業を展開していきます。



東大 CAST の科学講座の様子

また、地域全体で家庭教育を支えることが求められている中、家庭教育に関する講座で知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供するほか、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座も実施する等、地域で課題を共有しながら子どもの理解を図る学習機会を設けることで、地域の教育力の向上を目指します。

(4) 学校給食センターの建て替えについて

学校給食センターの建て替えについては「多摩市公共施設の見直し方針等と行動プログラム」で、2つの調理所を令和9年度に1つに統合し、旧永山第一学校給食センターの場所に PFI/PPP 手法の導入も検討して新築する方向性が示されています。

現在、建て替えに向けた前提条件や必要な機能、規模、建物の構造、建設予定地等について方針案をまとめ、年度内に庁内合意が得られるよう、内部調整を図るため行革本部会議に付議し審議が進められているところです。

食生活の乱れや生活習慣病の低年齢化がみられる中で、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるため、栄養バランスのとれた学校給食を生きた教材として活用し食育の取り組みを推進していることから、学校給食が教育現場で果たす役割は大変重要です。

また、安全安心な学校給食を提供するため、国が定めた「学校給食衛生管理基準」に照らして日常業務の衛生管理に努めていますが、学校給食をめぐる食の安全や食物アレルギーの対応等については、保護者や議会からもさまざまな意見や要望が寄せられ、食の安全性の確保と充実については、教育委員会の的確な対応姿勢が求められています。



現在の永山調理所

建設候補地である旧永山第一学校給食センターは、隣地が永山調理所と一体で背後に斜面地を抱え狭小であり、合築する場合は永山調理所も解体し、学校給食を止めなければなりません。一方、他の場所で建て替える場合は、現状建築不可の土地が多く、周辺住民への説明と合意のもと、建築規制の特例許可または規制緩和の都市計画変更等の手続きが必要不可欠ですが、この手続きには時間を要します。また、大量の生ごみを集積処理することで近隣住民への臭いの問題が起こるため、建て替え時には臭い対策を万全に講じた計画とし、周辺住民への説明と理解を得る必要があります。

学校給食センターの建て替えにあたっては、解決しなければならない課題が数多くありますが、学校給食センターの建て替えによって学校給食の提供が途切れることがないように円滑に準備と移行ができるようにし、新センターでは最新の衛生管理設備のもとで、さらなる美味しさを追求し SDGs につながる食品ロス削減を目指すとともに、食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられるよう個別対応に取り組んでいきます。また、地域に開かれた運営により、食への理解が深められ、周辺住環境への配慮と CO2 削減など気候変動対策への取り組みを目指していきます。

(5) 特別支援教育の推進について

令和2年12月に策定された第二次多摩市特別支援教育推進計画では、4つの方向性「校内支援力の向上」「教員の専門性の向上」「連携の強化」「環境整備」を定め、特別支援教育の推進に向けて具体的な取り組みを行ってきました。

今年度で、第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づく取り組みが3年を経過します。今年度までの取り組み期間においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点で行えなかった取り組みもあります。今年度、計画に基づく各取り組みの検証及び見直しを行い、今後2年間の取り組みを推進していきます。

文部科学省「特別支援教育の充実について」では、直近10年間で義務教育段階の児童・生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童・生徒数は倍増していると示されています。多摩市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数及び特別支援教室利用者数も年々増加傾向にあり、市全体としての特別支援教育の推進が求められています。また、就学相談申込件数、転学相談申込件数ともに増加しており、個々の教育的ニーズへの対応が求められています。各学校においては、若手教員の増加という現状がある中、個々の教育的ニーズに対応するため、校内における特別支援教育の推進も求められています。



令和5年度教育支援フォーラムの様子

特別支援教育の推進に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく、ユニバーサルデザインの考え方を生かした学級経営など、個々の教育的ニーズに応える教育の提供が必要です。そのためには、第二次多摩市特別支援教

育推進計画に定める4つの方向性の実現に向けた具体的な取り組みの更なる充実を図る必要があります。

また、インクルーシブ教育システムの理念の下、その時点の個々の教育的ニーズに最も的確に応え得る多様な学びの場を保障するとともに、保護者等への理解・啓発も必要になってきます。

第二次多摩市特別支援教育推進計画における課題、具体的な取り組みの効果を検証し、その結果を生かした第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定に向けた検討を行います。

(6) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について

令和2年度に策定した市の不登校総合対策に基づき、市内各小・中学校は、教育課程に位置づけ、個々の児童・生徒に寄り添い、未然防止、早期発見・対応、長期化への対応を行っています。

この間、不登校出現率は小学校・中学校とも増加傾向にあり、令和5年度には教育センターのスクールソーシャルワーカーを2名から4名に増員して、学校と家庭、関係機関の連携がより一層図られるように人的配置を講じてきました。また、ゆうかり教室のピアティーチャーも増員しています。さらに、多様な学びの場や居場所の確保の観点から、東京都教育委員会が構築した仮想空間での不登校支援「多摩市フレキシスクール Online」を令和5年10月より開始しています。

不登校児童・生徒は、全国的にも年々増加傾向にあり長期化、孤立化する特徴がみられます。多摩市でも、令和4年度の小学校の不登校の出現率が2.54%（前年度1.85%）、中学校は8.05%（前年度6.16%）となっており増加しています。

令和5年3月に文部科学省が策定したCOCOLOプランでは不登校児童・生徒が「学びたいと思ったときに学べる環境を整える」とあり、こうした環境を確保する必要があります。

これまで検討・準備を進めてきた、学びの多様化学校の開設については、対象となる不登校生徒が増加傾向であり、個々の状況に応じた指導・支援を図るためにも、教職員の配置人数がより充実できる本校もしくは分校を軸に設置について検討していきます。

また、学びの多様化学校に通いやすい立地条件や施設の設備、適応教室や相談機関を同一施設内に設置することによる支援の充実についても引き続き検討を進めていく必要があります。財政的に大きな予算を要することから、市長部局とも緊密な連携を図り、開設時期・立地の選定、施設・設備の検討等を進めていくことが必要です。

令和2年に策定した、本市の不登校総合対策に加え、文部科学省の策定したCOCOLOプランの「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を踏まえ、不登校児童・



生徒への支援をより一層強化していきます。特に、ICTを活用した多摩市フレキシスクール Online の効果的な運用、関係機関との相談や連携をより円滑にするためのスクールソーシャルワーカーの活用について充実を図ります。また、学びの多様化学校の設置に向けた検討は市長部局との緊密な連携のもと設置に向けた調整を図っていきます。

(7) 教員の働き方改革と部活動の地域移行（連携）について

教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備を目的として、令和元年度から「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」を進めてきました。各小・中学校においては、同プランに基づき、専門スタッフや外部人材の活用、小学校水泳指導外部委託の全面实施、職員会議の時間の短縮、定時退勤日の設定、時間外在校等時間が月80時間を超える教員に対する個人面談を実施し、当該教員の職務分担の見直し等を進めてきています。

中学校では部活動が教員の大きな負担になっており、教員の長時間勤務につながっていることから、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることを示しました。令和4年12月



部活動指導員の指導風景

には、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けるガイドラインが示されたことを受け、現在全国で検討が進められているところです。多摩市では、令和5年3月までに示された国や都のガイドライン及び、他の区市町村等の取り組みについて市長部局所管課と情報共有をしてきました。

令和5年8月に、文部科学省は教師を取り巻く環境整備に関する緊急提言（以下、「緊急提言」という）を示しています。その中では、学校における働き方改革の実効性の向上や、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実が求められています。

東京都教育委員会が実施している、教職員のアウトリーチ型相談事業については、臨床心理士等が小・中学校を訪問し、教職員との面談、聴き取った悩みの分析を進めています。また、部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行については、令和5年8月に東京都教育委員会が実施した生徒や教職員のアンケート調査が今後とりまとめ・公表される予定となっており、結果が明らかになることから、論点整理を進め、持続可能な地域連携・地域移行に向けた協議を進めていくことが急務となっています。

緊急提言では、「令和5年度以前の各校の標準授業時数が1080時間超と大幅に上回っている学校について、見直すことを前提の点検」が示されています。令和5年度の多摩市立小・中学校の教育課程で該当する学校はないものの、令和6年度の教育課程の編成に向け、指導体制に見合った計画の見直しを引き続き進めていきます。また、教師のなり手

の確保の視点から、引き続き教育委員会と大学との人材確保に関する連携、ピアティーチャー等の会計年度任用職員が公立小・中学校教員採用試験を受験する際の情報提供の場の設定等を進めていきます。

部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行についても、教員の働き方改革と密接に結びつくことから、生徒の健康や学習時間を確保するために実施している休養日の設定、部活動指導員・市単独の部活動補助員、大学等の連携の在り方についても、市長部局を含む協議会等で検討を進めていきます。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが想定を超えるような社会環境の変化をも前向きに受け止め、主体的・創造的に生き抜いていく力を持ち、持続可能な社会を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。また、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう多摩市の教育の振興を進めています。新型コロナウイルス感染症対応も新たなフェーズに突入する中であっても、学びの支援に際しては市民の生命と安全を最優先に取り組むとともに、学びの場と機会の充実に際してはSDGsの達成に向け「誰ひとり取り残さない」教育活動に取り組んでいます。さらに、令和4年度から全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向けた地域学校協働活動を継続的に進めています。

本市の財政状況は、コロナ禍から緩やかに回復しているとはいえ、大幅な増収は見込めない中、中長期的には人口減少や高齢化の進行等により一人当たり納税額の減少が想定されるほか、ふるさと納税の他自治体への流出額が約1億円増加するなど、先行きを厳しく見据える必要があります。人件費や物価高騰等の懸念に加え、引き続き増加する社会保障関係経費や大型公共施設の更新・改修等が控えており、財政負担の増大が見込まれています。また、近年大規模な財政調整基金等の取り崩しを行って予算を組んでいる状況も踏まえ、経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかなくてはなりません。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、「新たな生活様式」を踏まえた教育施策を進めていかねばならないと認識しております。教育課題を的確に捉え教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、さらには、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることをとおして、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」及び「地域で学び合い、活動し、交流しているまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、第二次多摩市教育振興プランや第六次多摩市総合計画の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げ、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和5年11月24日

多摩市教育委員会